

西東京市第4次男女平等参画推進計画 西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画 西東京市女性活躍推進計画の考え方、体系について

資料3-2
西東京市男女平等参画推進委員会
平成30年4月23日

黄色マーカーは、目標間で移動する部分

赤字は、文言を変更。見え消し線は、次期計画から削除
青字は、新しく追加する部分

次期計画の考え方

現計画を踏襲しつつ、女性活躍の推進、セクシュアル・マイノリティへの対応など、新たな方向性を加味した表現にする

現計画の目指す方向を引き継ぎつつ、近年の国（第4次計画や法改正）、東京都、近隣自治体の動きなどを視野に入れて見直す。

- 女性活躍推進法の施行
- 働き方改革
- 介護難職の防止
- DV防止法の改正
- リベンジポルノ被害防止法の施行
- マタニティ・ハラスメント、パタニティハラスメントへの対応（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正）
- ストーカー規制法の改正
- 刑法の改正
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（文部科学省通達）
- 多様な性に関する取り組み（渋谷区、世田谷区、港区）

西東京市第3次男女平等参画推進計画 西東京市配偶者暴力対策基本計画

基本理念
一人ひとりが自分らしく自立し いきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす

視点
◎人権の尊重（男女が差別されることなく、人権を尊重する）
◎個性の尊重（自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択できる）
◎男女平等参画（あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う）

基本的考え方
○すべての男女を施策の対象とし、性別等による異なる扱いがされない社会をめざしている
○妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考える
○差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考える

西東京市第4次男女平等参画推進計画 西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画 西東京市女性活躍推進計画

基本理念
一人ひとりが自分らしく自立し いきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす

視点
◎人権の尊重（誰もが性別等により差別されることなく、人権を尊重する）
◎個性の尊重（自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択できる）
◎男女平等参画（あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う）

基本的考え方
○すべての男女を施策の対象とし、性別等による異なる扱いがされない社会をめざしている
○妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考える
○差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考える

次期計画の考え方

現計画の目標・課題、施策を引き継ぎつつ、アンケート調査の結果からみえた課題を踏まえて見直す。

（市民意識・実態調査からみえた課題）

- ・男女平等参画に向けた意識啓発
- ・地域活動参加のきっかけづくり
- ・女性の視点を生かした防災・避難所運営
- ・性別役割分担や性差別の解消

基本目標Ⅰ	【課題】★は重点課題
あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進	1 ★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消
	2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
	3 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進
	4 経済活動における男女平等参画の推進
	5 地域活動における男女平等参画の推進
	6 ★ 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

新・基本目標Ⅰ	【新・課題】☆は新・重点課題	施策の内容
人権の尊重	1 ★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消（現Ⅰ-1、現Ⅱ-1）	(1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 (2)男女平等に関する学習機会の提供 (3)メディア・リテラシーの普及と教育
	2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進（現Ⅰ-2）	(1)男女平等参画推進のための教育・学習の実施 (2)多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり (3)保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発 (4)関係部署を対象とした男女平等意識の啓発
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（現Ⅱ-2） ★（西東京市配偶者暴力対策基本計画）	(1)暴力の未然防止と早期発見 (2)相談窓口の充実 (3)被害者の安全の確保と自立への支援 (4)市の体制整備にむけた取り組みの強化 (5)関係機関との連携強化
	4 ★ 男女平等を阻む暴力の防止（現Ⅱ-3）	(1)暴力の防止に向けた意識啓発 (2)暴力の被害者に対する支援
	5 性と生殖に関する健康支援（現Ⅱ-4）	(1)からだ性とに関する正確な情報の取り組み (2)女性医療情報の充実に向けた取り組み

次期計画の考え方

現計画の目標・課題、施策を引き継ぎつつ、アンケート調査の結果からみえた課題を踏まえて見直す。

（市民意識・実態調査からみえた課題）

- ・性的マイノリティの人が過ごしやすい環境をつくる必要がある
- ・配偶者等からの暴力への認識を高めるための啓発、相談しやすくなるための情報提供

（職員意識・実態調査からみえた課題）

- ・性的マイノリティに関する職員への研修、トイレなどの利用環境の整備
- ・DV被害者・加害者への対応に関する情報共有、関連部署との連携の充実

基本目標Ⅱ	【課題】★は重点課題
人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	1 人権を尊重する意識の醸成
	2 ★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
	3 男女平等を阻む暴力の防止
	4 性と生殖に関する健康支援

新・基本目標Ⅱ	【新・課題】☆は新・重点課題	施策の内容
男女平等参画の意識づくり	1 ★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進（現Ⅰ-3）	(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2)人材に関する情報の収集と整備
	2 地域活動における男女平等参画の推進（現Ⅰ-5）	(1)女性リーダーの育成と参画の促進 (2)地域活動等への男性の参画の促進 (3)市民活動団体との協働
	3 男女平等参画の視点による防災のまちづくりの推進（現Ⅰ-6）	(1)防災対策における女性の参画拡大 (2)男女平等の視点を取り入れた地域防災活動の推進

次期計画の考え方

現計画の目標・課題、施策を引き継ぎつつ、アンケート調査の結果からみえた課題を踏まえて見直す。

（市民意識・実態調査からみえた課題）

- ・男女がともに働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
- ・女性の就労支援（出産後の再就職支援、出産・子育てをしながら働き続けるための支援）
- ・家事・育児・介護などへの男性の参画の推進

基本目標Ⅲ	【課題】★は重点課題
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	1 ★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり
	2 男性の家事・育児・介護への参加促進
	3 子育てへの支援
	4 介護への支援

新・基本目標Ⅲ	【新・課題】☆は新・重点課題	施策の内容
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進	1 ★ 経済活動における女性活躍の推進（現Ⅰ-4） ★（西東京市女性活躍推進計画）	(1)女性の就労支援 (2)ひとり親家庭等の就労支援 (3)女性農業者への支援 (4)女性の起業・コミュニティビジネス等への支援 (5)ポジティブ・アクションの推進
	2 ★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（現Ⅲ-1）	(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 (2)働き方改革やワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ (3)男女ともに働きやすい環境づくりの支援
	3 ★ 男性の家事・育児・介護への参画促進（現Ⅲ-2）	(1)男性の家事・子育てへの参画促進 (2)男性の介護への参画促進
	4 子育て・介護への支援（現Ⅲ-3、現Ⅲ-4）	(1)子育て支援サービスの充実 (2)地域での子育て支援の促進 (3)ひとり親家庭への支援 (4)地域での支え合いのしくみづくり (5)介護者への支援

次期計画の考え方

現計画の目標・課題、施策を引き継ぎつつ、アンケート調査の結果からみえた課題を踏まえて見直す。

（市民意識・実態調査からみえた課題）

- ・市の取り組みに関する情報提供
- ・男女平等参画を進めるための条例の制定の検討
- ・ニーズにあった施策の展開

（職員意識・実態調査からみえた課題）

- ・職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・男女平等研修の継続的な実施
- ・職務、役職における男女のバランスの是正
- ・男女平等参画を強力に進めるための男女平等推進条例の制定の検討

基本目標Ⅳ	【課題】★は重点課題
男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	1 ★ 男女平等推進センター パリテの事業の充実
	2 推進体制の整備と充実
	3 庁内の男女平等参画の推進
	4 男女平等参画推進計画の進行管理

新・基本目標Ⅳ	【新・課題】☆は新・重点課題	施策の内容
男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	1 ★ 男女平等推進センター パリテの事業の充実（現Ⅳ-1）	(1)相談機能の充実 (2)学習機能の充実 (3)情報機能の充実(4)市民との協働
	2 庁内推進体制の充実（現Ⅳ-2、現Ⅳ-3）	(1)庁内推進体制の充実・強化 (2)男女平等推進条例設置の検討 (3)国や都、他自治体等との連携や情報交換 (4)男女平等に関する職員の理解促進 (5)男女ともに働きやすい職場環境の整備 (6)管理的立場における女性職員の参画促進 (7)市発行情報の表現における男女平等の視点の徹底
	3 男女平等参画推進計画の進行管理（現Ⅳ-4）	(1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理